

# 諫早湾干拓 和解協議継続へ

## よみがえれ！有明海・国会通信

よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-512-1636

【NHK長崎・3月1日】諫早湾干拓事業をめぐる干拓地の農業者などが開門の差し止めを求めている裁判で、国と開門を求めている漁業者を交えた3者による2回目の和解協議が長崎地方裁判所で開かれました。和解案では国に対して「開門に代わる漁業環境の改善措置」を示すよう求めています。この裁判をめぐる長崎地方裁判所はことし1月、「国は開門に代わる漁業環境改善のため措置を検討し実行すべきだ」としたうえで、漁業者側に一定額の解決金を支払うのが相当だとする和解案を示しています。

この和解案に基づく国と農業者側、それに漁業者側の3者による2回目の和解協議が3月1日、長崎地方裁判所で開かれました。出席者によりまずと、和解協議は裁判所と3者がそれぞれ個別に話をする形で進められ、このうち漁業者側は、和解案で国に示すように促している「開門に代わる漁業環境の改善措置」について、国が新たに何をできるのか具休案を示すよう求めたということ。一方の国は今回の協議では「各機関との調整が必要だ」などとして具休案を示さず、案を示せる時期についても明らかにしなかったということです。

和解協議は継続されることが決まり、次回は来月11日に開かれ、この中で国は「漁業環境の改善措置」について大まかな考え方は示したいとしています。

和解協議の後、農林水産省農地資源課の横井績課長は「まずは協議が続くと決まってありがたいと思っている。次回、和解勧告に沿った形で開門に代わる措置について国の考え方を示すことになった。どこまで具体的な内容になるかはわからないが、検討した結果を報告したい」と話しました。

### 諫早訴訟 漁業者、弁論再開申し立て

国営諫早湾干拓事業の開門差し止め訴訟で、開門を求める漁業者側は24日までに、長崎地裁（松葉佐隆之裁判長）に弁論を再開するよう申し立てた。訴訟は10月に結審したが、開門に反対する農業者側、国、補助参加する漁業者側の3者で和解協議に入っている。

漁業者側は弁論再開の申立書と合わせて、国が福岡高裁に出していた保全抗告理由書をほぼそのま

ま使って長崎地裁に提出した。いずれも22日付。抗告理由書は、国側が長崎地裁の開門差し止め仮処分決定に不服を申し立てた書面で、国側は事前対策工事を実施すれば「農業用水の水源喪失」や「潮風害」といった「開門による被害は回避される」と主張している。

漁業者側は、長崎地裁が開門しない前提の和解案を示した後、農林水産省との意見交換の場で抗告理由書を地裁に提出するよう再三求めたが、農水省は「和解という新たなステージで接点を探ってきたい」として応じなかった。

開門派の馬奈木昭雄弁護団長は、国の抗告理由書を漁業者側から提出したことを「極めて異例」と認めつつ、その意図について「長崎地裁の和解勧告は『開門に代わる有明海再生事業』だけを話し合おうとしているが、そこに『開門に伴う農業被害は対策工事で防げるかどうか』の議題を強引に持ち込むため」と説明している。

### 諫早訴訟でNGOが抗議声明

【NHK長崎・2月19日】諫早湾干拓事業をめぐる裁判で、長崎地方裁判所が「国は開門しない代わりに解決金を支払うのが相当だ」などとする和解案を示したこ

とを受け、開門を求める漁業者らの団体は19日、裁判所に対し「一方的で和解案に値しない」とする抗議声明文を提出しました。

諫早湾干拓事業をめぐる干拓地の農業者などが国に堤防の排水門を開けないよう求めている裁判で、長崎地方裁判所は先月「国は開門に代わる漁業環境改善のための措置を検討し実行すべきだ」としたうえで、漁業者側に一定額の解決金を支払うのが相当だとする和解案を示しました。

これを受け、開門を求める漁業者などの団体、「有明海漁民・市民ネットワーク」は19日、長崎地方裁判所に対し「開門反対派の言い分を丸飲みにした一方的な内容で、和解の名に値しない」として強く抗議する声明文を提出しました。

声明文では、「開門に代わる措置にはこれまで巨額の公費が投入されたが一向に効果がない。実態を顧みず、国に丸投げする無責任な態度は許されない」などと非難しています。この団体の事務局の陣内隆之さんは「和解案は表層的で、本質的な解決につながらない。すべての関係者が誠実に協議してほしい」と話していました。

一方、開門に反対する農業者側は19日、国に対し開門しても漁業環境が回復しないのは明らかだとして、早急に和解案を受け入れ、開門に代わる措置を提案するよう文書で要請しました。